

令和 5 年第 5 回廿日市市議会（第 4 回定例会）条例新旧対照表（その 2）

議案第 9 7 号 廿日市市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	1
---	---

改正後	改正前
（国民健康保険税の減額） 第19条 （略） 2 （略） 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u> <u>（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（3）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第5条の3の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（4）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の4の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出</u>	（国民健康保険税の減額） 第19条 （略） 2 （略） （新設）

改正後	改正前
<u>産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の</u> <u>1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数</u> <u>を乗じて得た額</u> <u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均</u> <u>等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者</u> <u>均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、</u> <u>その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の</u> <u>産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>（出産被保険者に係る届出）</u> <u>第20条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場</u> <u>合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における</u> <u>特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第</u> <u>27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u> <u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> <u>(3) 出産の予定日</u> <u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> <u>(5) その他市長が必要と認める事項</u> <u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えな</u> <u>ければならない。</u> <u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> <u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u> <u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当</u> <u>該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> <u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行</u> <u>うことができる。</u> <u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号</u> <u>に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を</u> <u>確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることが</u> <u>できる。</u>	(新設)

改正後	改正前
(国民健康保険税の減免) 第21条 (略) 2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該日までに申請書を提出することができないやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 氏名、住所及び個人番号_____ _____ (2)・(3) (略) 3 (略)	(国民健康保険税の減免) 第21条 (略) 2 前項の規定によつて国民健康保険税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該日までに申請書を提出することができないやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。 (1) 氏名、住所及び個人番号<u>(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。)</u> (2)・(3) (略) 3 (略)